

令和4年 第4回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年3月24日(木)			
招集の場所	時津町役場 第2庁舎4階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和4年3月24日(木)午後1時30分		
	閉 議	令和4年3月24日(木)午後1時54分		
出欠委員の氏名 出席 3名 欠席 2名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也		○
	委 員	天田 明香		○
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帯山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第19号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

議案第20号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

議案第21号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は3名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第3回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年3月10日から令和4年3月22日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案の審議等を行います。

議案第18号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第18号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第18号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第18号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第19号 外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第19号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第19号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。改正の骨子をご覧ください。

本町では、一般社団法人自治体国際化協会が行うJETプログラムを通じて、外国語指導助手を任用しています。

本議案についてですが、外国語指導助手の雇用にあたっては、自治体国際化協会が提示する任用規則を踏まえて行いますが、この規則の一部変更により、本町の雇用規則の一部改正を行うものです。

資料は、新旧対照表をご覧ください。

主な改正の内容ですが、第11条では、これまで雇用時点で10日、雇用後3か月を経過した時にさらに10日の年次休暇を付与していたものを、雇用した時点から20日間付与するとしています。

第13条では、特別休暇として、第4号に災害や交通機関の事故等により出勤が困難な場合、第5号に同様の理由で退勤が困難な場合の休暇を新たに定めています。第6号では、不妊治療のための有給休暇を新設、第7号と8号では、それぞれ産前・産後休暇の有給化、第9号では、配偶者の出産休暇を新設、第10号では、配偶者の育児参加のための休暇の新設、第14号では、妊娠出産に伴う疾病にかかる休暇の新設、第16号と17号では、介護休暇

取得条件に係る在職期間の削除、第19号では、妊産婦の休息・補食についての休暇の新設、第21号では、夏季休暇の新設をしています。

第13条の2では、育児休業取得要件の緩和に伴い、勤務期間の要件等を削除。その他、届け出や許可の権限者を実務の決裁者である「学校教育課長」から雇用主体である「教育委員会」に変更しています。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 吉田教育委員

外国語の先生は、続けて何年雇用できますか。

○ 帯山学校教育課長

原則1年の雇用となっておりますが、以降再雇用で、最長5年まで雇用できます。

現在の方は、雇用期間が4年と5年になっていますので、令和4年8月からは、自治体国際化協会を通じて、新しい方が雇用される予定です。

○ 吉田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

○ 川崎教育委員

自治体国際化協会を通じての雇用と、町直接雇用があるようですが、違いは何ですか。

○ 帯山学校教育課長

雇用の時間が違います。町で直接雇用の外国語指導助手は短時間雇用となっています。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 吉田教育委員

産休育休を取られた方はいらっしゃいますか。

○ 帯山学校教育課長

今までの先生方は独身者ばかりでしたので、産休育休を取られた先生はいらっしゃいませ

ん。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第19号、外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第20号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第20号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件を議題とします。議案第20号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第20号、時津町立小中学校学校評議員の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、4月1日付けで町立小中学校学校評議員の委嘱を行うものでございます。

これは、町立小中学校管理規則に、「学校長の求めにより学教評議員を置く。評議員は学校長の推薦により教育委員会が委嘱する。」という規定に基づくものでございます。

添付の令和4年度町立小中学校学校評議員一覧をご覧ください。

令和4年度は、時津小学校の評議員1名と鳴鼓小学校の評議員1名が新たに推薦されております。また、時津北小学校と鳴北中学校は、学校運営協議会に移行しておりますので、対象者はありません、

以上で議案第20号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 川崎教育委員

学校評議員の任期は何年ですか。

○ 帯山学校教育課長

学校評議員の任期は、1年です。

○ 川崎教育委員

学校によって学校評議員の人数が違うのは理由がありますか。

○ 相川教育長

学校評議員の人数についての規定はありません。学校長が求める人数となっています。

他にご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第20号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第21号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、議案第21号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第21号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第21号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

本議案につきましては、令和4年4月1日付けの人事につきまして、3月18日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

次の資料の教育委員会事務局職員の人事異動（令和4年4月1日付）をご覧ください。

まず、教育委員会の異動ですが、学校教育課の帯山課長が次長に、教育総務課の白濱係長が課長補佐に昇格します。教育総務課の前田主事が引き続き、再任用職員として勤務します。

次に、学校教育課の課長として総務課の廣瀬課長補佐が、社会教育課の主任として総務課の東主事が異動で来られます。

また、社会教育課に新規採用職員として水町舞愛主事が配属され、社会教育課の蒔添主査が引き続き、再任用職員として勤務します。

次に、町長事務部局等へ出向の職員ですが、社会教育課の早瀬川係長が上下水道課に、同じく、松園教育次長が議会事務局長に異動となります。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第21号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第4回時津町教育委員会会議を閉会します。